

# ハラル製品保証実施機関長官決定 2023年第20号（仮訳）

2024年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、ハラール製品保証実施機関によって2023年に公布されたハラール製品保証実施機関長官決定2023年第20号をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

[https://cmsbl.halal.go.id/uploads/Kepkaban\\_No\\_20\\_Tahun\\_2023\\_Perubahan\\_SJPH\\_3\\_bca72daa00.pdf](https://cmsbl.halal.go.id/uploads/Kepkaban_No_20_Tahun_2023_Perubahan_SJPH_3_bca72daa00.pdf)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください

ハラール製品保証制度基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定 2021 年第 57 号

の改正に関する

ハラール製品保証実施機関長官決定2023年第20号

全能の神の御恵みにより

ハラール製品保証実施機関長官は

下記を考慮し、

- a. ハラール製品プロセスの保証を完全にするためには、ハラール製品保証制度の基準を変更する必要があること。
- b. 上記aの考慮事項に基づき、ハラール製品保証制度の基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定2021年第57号の改正に関するハラール製品保証実施機関長官決定を定める必要があること。

下記に留意し、

1. ハラール製品保証に関する法律2014年第33号（インドネシア共和国官報2014年第295号、インドネシア共和国官報補則第5604号）
2. 雇用創出に関するインドネシア共和国法律2022年第2号に代わる政令（インドネシア共和国官報2022年第238号、インドネシア共和国官報補則第 6841 号）
3. ハラール製品保証分野の実施に関する政令2021年第39号（インドネシア共和国官報2021年第49号、インドネシア共和国官報補則第6651号）
4. インドネシア共和国宗教省の組織および業務手順に関する宗教大臣令2022年第72号（インドネシア共和国官報2022年第955号）
5. ハラール認証が必要な製品の種類に関する宗教大臣決定2021年748号
6. ハラール認証の義務を免除される材料に関する宗教大臣決定2021年第1360号；

下記を決定した。

|      |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 決定事項 | ハラール製品保証制度の基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定 2021年第57号の改正に関するハラール製品保証実施機関長官決定。             |
| 其の一  | ハラール製品保証制度の基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定 2021年第57号の附則を、本決定の不可離の部分である附則に記載されているとおり改正する。 |
| 其の二  | 本決定は制定日に発効する。                                                                   |

2023年3月2日、ジャカルタにて決定

ハラール製品保証実施機関長官

（印と署名）

ムハンマド・アキル・イルハム

## 附則

ハラール製品保証制度基準に関するハラール製品保証実施機関長官決定2021年第57号  
の改正に関する

ハラール製品保証実施機関長官決定2023年第20号

## ハラール製品保証制度基準

### 第1章

#### はじめに

#### A. 背景

生きていくうえで必要な製品から切り離せる社会活動はひとつとして無い一方、イスラム教徒はハラールな製品に関してシャリーア法を守らなければならない。

イスラム教では、神の御命令の一つとして、ハラールで良質な製品の消費に関する規則を定めている。クルアーン第2章「アル＝バカラ（雌牛）」第168行にある通りである。

「人びとよ、地上にある合法的で良いものを食べなさい。そして悪魔の足取りをたどってはならない。本当に悪魔はあなたがたの真の敵である。」

ハラール製品保証分野の実施に関する政令2021年第39号第65条に基づき、ハラール製品プロセスの継続性を維持するため、事業者はハラール製品保証制度を適用する義務を負う。

事業者は、保護、公正、法的確実性、説明責任と透明性、有効性と効率性、専門性、付加価値と競争力の原則を用いたハラール製品保証制度のすべての基準を適用する義務を負う。

ハラール製品保証制度は、BPJPHが定める要求事項に従い、ハラール製品プロセスの継続性を保証し維持するために、生産プロセス、製品、資源、手順における材料と材料への汚染混入を特定することにより、構成され、実施され、維持される、統合的、体系的アプローチである。

事業者におけるハラール製品保証制度の適用とは、ハラール製品プロセスの継続性を保証するハラール認証プロセスにおける要件を満たすことである。

本ハラール製品保証制度基準は、ハラール認証活動において、製品のハラール性を保証し、適用される法律や規制に従ってハラール製品プロセスの継続性を維持するために適用される。

事業者は、ハラール製品保証制度適合性評価認証スキームに規定された他の参照要求事項とともに、本ハラール製品保証制度基準を適用する義務を負う。本ハラール製品保証制度基準を理解しやすくするために、ハラール製品保証制度構造を決定した。

## B. 対象範囲

本ハラール製品保証制度には、ハラール製品保証制度の基準ならびに、ハラール製品保証制度を実施する主な目的とその原則が含まれている。すなわち、

1. と畜、材料の調達、加工、保管、包装、流通、販売、製品の提供といった業種、およびイスラム法に従った取り扱いを含む、ハラール製品プロセス（材料から、工程、最終製品に至るまで）の各段階における要件を定める。
2. コミットメントと責任、材料、ハラール製品プロセス、製品、モニタリングと評価を含むハラール製品プロセス活動の要件と手順を定める。
3. 本基準はモノおよび／またはサービスを含む、ハラール認証が必要なすべての製品カテゴリーに適用される。製品のカテゴリーには、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物由来製品、遺伝子組換え製品、および生活用品が含まれる。サービスのカテゴリーには、食品、飲料、医薬品、化粧品に關すると畜、加工、保管、包装、流通、販売、提供が含まれる。
4. 本基準は法律の規定に基づくハラール認証義務の対象となるすべてのカテゴリーの事業者（零細、中小、および大企業）に適用される。

## C. 一般的な定義

本決定において、下記の用語の定義は次のとおりである。

1. ハラール製品保証制度基準（以下、SJPH基準と略す）とは、ハラール製品保証を評価または判定するための基準となるもので、コミットメントと責任、材料、ハラール製品プロセス、製品、モニタリングと評価の5つの側面をカバーする。
2. ハラール製品保証（以下、JPHと略す）とは、ハラール証明書によって証明される製品のハラール性の法的確実性である。
3. ハラール製品保証制度（以下、SJPHと略す）とは、ハラール製品プロセスの継続性を維持するために、材料、生産プロセス、製品、資源、手順を規制するために統合、編集、実施、維持される制度である。
4. 製品（業種）とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物由来製品、遺伝子組換え製品、および一般消費者が着用、使用、または活用する物品に関連するモノおよび／またはサービスをいう。
5. ハラール製品とは、イスラム法に基づきハラールであると宣言された製品のことである。
6. ハラール製品プロセス（以下、PPHと略す）とは、材料の調達、加工、保管、包装、流通、販売、および製品の提供などを含む、製品のハラール性を確保するための一連の活動のことである。
7. 材料とは、製品を製造したり生産したりするために使われる要素である。
8. 危険材料とは、ハラーム（イスラム教で禁忌とされているもの、こと）な材料を起源とし、または含み、またはハラームな材料と混合する可能性のある材料をい

う。

9. 補助材料とは、器具を含まない材料であって、一般的には食品として消費されず、食品加工において特定の技術的目的を達成するために使用され、最終製品に残留しないが、それを避けることが不可能な場合、最終製品中の残留物および／またはその派生物は、健康に対するリスクを引き起こさず、技術的機能を持たないものをいう。
10. カムル（アルコール飲料）とは、ワインまたはその他の、また調理済みであるか否かにかかわらず、あらゆる酔わせる飲料のことである。
11. アルコールとはエチルアルコールまたはエタノールのことで、化学式（ $C_2H_5OH$ ）で表される化合物である。
12. ナジスとは、人がアッラーに礼拝するのを妨げ、礼拝の正当性を妨げる、不浄なものをいう（学者のコンセンサスによる）。
13. ハラール証明書とは、インドネシア・ウラマー評議会が発出した書面によるハラール・ファトワ（イスラム見解）に基づき、ハラール製品保証実施機関が発出する、製品のハラール性を証明する声明である。
14. 事業者とは、インドネシアの領域で事業活動を行う個人または法人もしくは非法人の形態の事業体をいう。
15. インドネシア・ウラマー評議会（以下、MUIと略す）は、イスラム教の法学者、指導者、知識人の審議の場である。
16. ハラール・ラベルは、製品のハラール性を示すものである。
17. ハラール監督者とは、PPHの責任者である。
18. 製品包装とは、製品に直接触れるか否かを問わず、製品を収納および／または包装するために使用される材料をいう。

#### D. ハラール製品保証制度の原則

このハラール製品保証制度に用いられる原則は、ハラール製品保証に関する法律2014年第33号第2条を参照している。すなわち、

1. 保護  
保護の原則とは、JPHを実施する際に、イスラム教徒を非ハラール製品の消費・使用から守ることを目的としていることである。
2. 公正  
公正の原則とは、JPHを実施する際には、すべての国民にとっての公正を対等な条件で反映しなければならないということである。
3. 法的確実性  
法的確実性の原則とは、JPHの実施は、ハラール証明書によって証明される製品のハラール性に関する法的確実性を提供することを目的としているということである。

4. 説明責任および透明性

説明責任と透明性の原則とは、JPH実施活動のあらゆる活動や最終結果は、法律や規則の規定に従って、国家の最高主権者として国民に責任を果たさなければならないということである。

5. 有効性と効率性

有効性と効率性の原則とは、JPHの実施が適切かつ効率的な目標に向かって、資源の使用を最小限に抑え、迅速、簡素、低コスト、または手頃な方法で行われることである。

6. 専門性

専門性の原則とは、能力および倫理規範に基づき、専門性を主眼としてJPHを実施するということである。

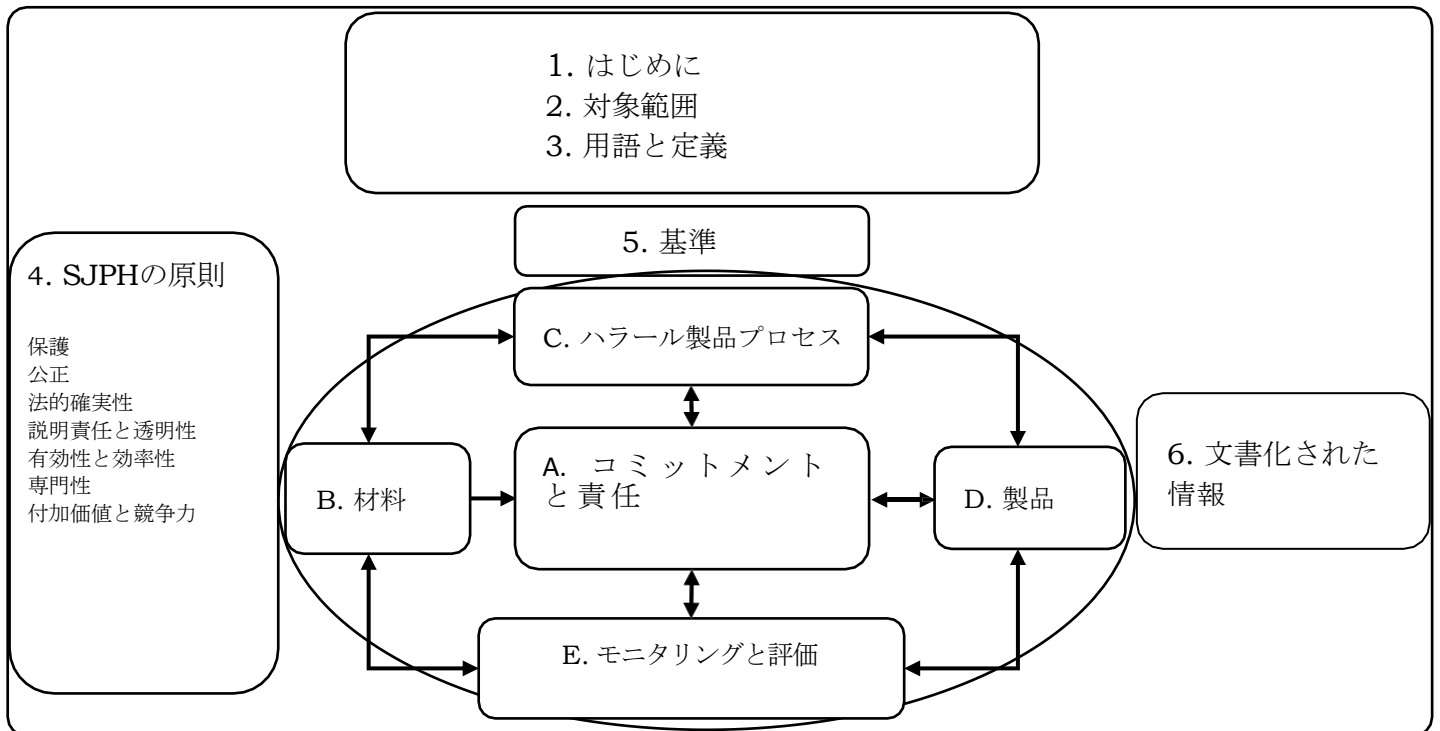
7. 付加価値と競争力

付加価値と競争力とは、JPHの実施は、インドネシア製品が競争力を持つように付加価値を与えるため行われる、ということである。

## 第2章 ハラール製品保証制度基準

SJPH基準は、「コミットメントと責任」、「材料」、「ハラール製品プロセス」、「製品」、「モニタリングと評価」を含む5つの基本原則（アルカン・アル・ハラール）の枠組みで構築されている。

5つの基本原則の枠組みを以下の図に示す。



基本的な枠組みとは以下の5つである。

### A. コミットメントと責任

コミットメントと責任とは、SJPH基準を一貫して継続的に適用し、発展させ、ハラールでないあらゆるものを最小限に抑え、排除し、法規制に適合させる責任を持つという、事業者の書面による声明である。

事業者は、ハラール方針を確立し、要求事項への不適合が見つかった場合はそれを修正するという形で、コミットメントと責任を提供する。

コミットメントと責任には以下の要素が含まれる：

#### 1. ハラール方針

ハラール方針とは、事業者が継続的かつ一貫して、ハラール認証要件に従ってハラール材料を使用し、ハラール製品を加工し、ハラール製品を生産することを約するという、文書による声明である。

事業者のハラール方針には、次のような取り組みを行うというコミットメントが含ま

れている。

- a. ハラル製品プロセス（PPH）の実施をサポートする人材とインフラを提供する。
  - b. ハラル製品保証（JPH）の実施に関する法律の規定を遵守する。
  - c. ハラルな材料を使用し、法律の規定に従ってハラル製品プロセス（PPH）を実施する。
  - d. ハラル方針が確立され、理解され、組織内のすべての職員によって実施されることを確実にする。
  - e. すべての利害関係者（ステークホルダー）に方針を周知し、伝達する。そして、
  - f. ハラル方針を一貫して実施する。
2. 事業者は下記の責任を負う。
- a. SJPHの準備、実施、継続的改善のために十分なリソースを確保すること。
  - b. 法令に規定された要件に従って、ハラル監督者を決定し、報告する。すなわち、
    - 1) 事業者に対するハラル監督者は、関連する事業者から選ぶか、または他の関係者と協力することができる。
    - 2) 小規模・零細事業者の場合、ハラル監督者は関連する事業者のほか、イスラム宗教団体、政府機関、事業体、高等教育機関などの他の関係者になることもできる。
    - 3) 事業者は、ハラル製品保証制度の実施に関わるすべての関係者を巻き込み、サプライヤー、パートナー、ディストリビューターを含む事業者において、すべての担当者がハラル製品保証の完全性を維持するようにすることで、ハラル・マネジメント・チームを任命することができる。

### 3. 人材開発

事業者は、ハラル分野における研修および／または能力向上を通じて人材育成を行う。研修は、以下のように事業者のニーズに応じて実施される。

- a. BPJPH、高等教育機関および／またはBPJPHが定めるその他の研修機関が主催する研修にハラル監督者を参加させる。
- b. ハラル製品保証制度の実施に関わる要員を、必要に応じて社内外において教育する。
- c. 実施されたのが社内外であるかを問わず、研修の実施状況を証明するものを所有し、保管する。

## B. 材料

材料とは、SJPHで必要とされる製品を製造または生産するために使用される要素であり、下記を含む。：(a)原材料、(b)添加剤、(c)加工助剤、(d)材料または製品に直接接触する包装、潤滑剤、グリース、消毒剤、(e)製品を製造する生産設備に直接接触する洗浄助剤、(f)材料または製品に直接接触する設備の洗浄の結果を検証するための媒体。

これらの材料は、動物、植物、微生物、化学的プロセス、生物学的プロセス、または遺伝子工学

的プロセスによって製造された材料に由来する。材料には2つのカテゴリーがある。すなわち、

- a. ハラル認証が必要な材料。および、
- b. ハラル認証の義務が免除される材料。

PPHに使用される材料は、以下の要件を満たさなければならない。

1. ハラル認証されていること。ただし、その材料が法令の規定によりハラル認証の義務が免除されている材料のカテゴリーに含まれている場合を除く。
2. 下記由来でないもの。
  - a. 豚とその派生肉
  - b. 血液
  - c. 死肉
  - d. 人体の各部
  - e. カムル（アルコール飲料）
  - f. 物理的分離によってのみ得られるカムの副産物
  - g. 牙や鋭い爪を持つ動物（犬、ネズミ、ワニなど）など、産業界で一般的に使用されない材料、および
  - h. 法律の規定に従って保護されている動物。
3. また、材料は、豚肉またはその他の禁止材料に由来する製品を製造するために使用される製造施設から製造されてはならない。（ハラル専用）
4. 材料にハラームやナジスな材料を混ぜない。
5. 動物に由来する材料およびその派生製品は、以下の規定に従ったハラルな動物由来でなければならない。
  - a. すべての水生動物（水中でのみ生息）はハラルである。
  - b. ハラルな動物の死肉は魚とイナゴの死肉である。
  - c. 陸上動物はイスラム法に則ってと畜され、動物愛護と獣医公衆衛生学の規則を満たさなければならない（鶏や家禽、牛、ヤギ、水牛など）。
6. 材料は、法律の規定に従って、安全衛生上の要件を満たさなければならない。
7. 微生物および微生物製品の使用は、以下の規定に従わなければならない。
  - a. 微生物は、害を与えず、ナジスな物に触れない限り、基本的にハラルである。
  - b. 清浄な培地で培養された微生物は法的にハラルである。
  - c. ナジスな培地上で培養された微生物であっても、もし微生物と培地を分離できるのであれば、精製された後は法的にハラルである。
  - d. 清浄な培地で培養された微生物から得られる微生物産物は法的にハラルである。
  - e. ナジスな培地で培養された微生物から得られる微生物産物は、微生物と培地を分離することができれば、精製後は法的にハラルとなる。
  - f. 微生物培養培地、添加剤、および／または補助材料は、豚またはその派生物に由来しないこと。

- g. ナジスに汚染された培地で培養された後、シャリーア法に従って、すなわち少なくとも2クーラ（270リットルに相当）の絶対水を成分とする製造プロセスをとおして精製された微生物および微生物産物は、法的にはハラールである。
  - h. 培地から分離することなく得られた微生物材料の場合、その培地は清浄かつハラールな材料を使用したものでなければならない。そして、
  - i. 遺伝子工学的手法を用いて製品を製造するために使用される微生物材料は、ブタやヒト由来の遺伝子が挿入されてはならない。
8. アルコール／エタノールを含む食品および飲料製品は、以下の要件を満たさなければならない。
- 1) アルコール飲料とは
    - a. エタノールおよびその他の化合物、とりわけ炭水化物を含む様々な種類の植物性原料の人工的発酵により製造された、メタノール、アセトアルデヒド、酢酸エチルを含む飲料、または
    - b. エタノールおよび／またはメタノールが意図的に添加された飲料。
  - 2) カムル産業（それが化学合成（石油化学の）の産物であろうと、非カムル発酵産業の産物であろうと）に由来しないアルコール／エタノールを液体または非液体医薬品のために使用することは、以下の条件下では法的に許される。
    - 1) 健康に害がないこと
    - 2) 悪用されないこと
    - 3) 安全かつ用量を守ること
    - 4) 酔わせるために故意に使用されないこと
9. 事業者は、法律の規定に従って必要とされる材料のハラール証明書の形で、裏付けとなる書類を所有しなければならない。
10. 事業者は、ハラール認証が必要な材料の規定またはハラール認証の義務が免除される材料の規定に、まだ含まれていない材料について、製造工程フロー、製品組成、分析証明書、その他の裏付けとなる書類を所有しなければならない。
11. 事業者は、有効期間、発行機関、証明書番号、書類の適合性など、裏付け書類の有効性を保証しなければならない。
12. BPJPHに登録済みのハラール証明書の書類および、有効期限が切れた外国のハラール証明書は、材料が証明書の有効期間内に製造されたのであれば、有効な裏付け資料として使用することができる。

## C. ハラール製品プロセス（PPH）

- 1. ハラール製品プロセスの位置、場所、器具
  - a. 事業者は、ハラール製品プロセスの位置、場所、器具を、非ハラール製品プロセスの位置、場所、器具から分離させなければならない。
  - b. 事業者は、清潔と衛生を維持し、ナジスでない環境で、非ハラールの原材料からも無縁

とすること。

- c. 事業者は、ハラール動物のと畜場所と非ハラール動物のと畜場所を分けなければならない。
- d. 事業者は、下記において、ハラール製品と非ハラール製品のための場所と器具を分けなければならない。
  - 1) と畜
  - 2) 加工
  - 3) 保管
  - 4) 包装
  - 5) 流通
  - 6) 販売
  - 7) 提供

## 2. ハラール製品プロセスの位置、場所、器具、と畜

- a. 事業者は、と畜現場を以下の規定に従って分離させなければならない。
  - 1) ハラールと畜場と非ハラールと畜場を物理的に離す。
  - 2) と畜場間の人、器具、製品の往来を防ぐため、最低 3 メートルの柵や壁で境界を作ること。
  - 3) 洪水が発生しやすい地域、煙、臭気、ほこり、その他の汚染物質で汚染された地域には立地しない。
  - 4) 非ハラール食肉処理施設と離れた、固形／液体廃棄物処理施設を設けること。
  - 5) 建物全体の基本構造が汚染混入を防止できるものであること。そして、
  - 6) と畜する家畜の搬入口と、死骸や食肉の搬出口を別々に設けること。
- b. 事業者は、規定に従ってと畜に関する下記の場所をハラールと非ハラールに分けなければならない。
  - 1) 動物の受け入れ
  - 2) 動物のと畜
  - 3) 皮の除去
  - 4) 内臓の除去
  - 5) 貯蔵（枯渇目的）室
  - 6) 枝肉処理
  - 7) 冷蔵室、および
  - 8) 廃棄物処理施設
- c. 事業者は、以下の規定の要件を満たすと畜器具を使用しなければならない。
  - 1) 非ハラールの動物のと畜に使用された器具をハラール動物のと畜に互換的に使用しない。
  - 2) ハラールと非ハラールで清掃用具を使い分ける。
  - 3) 器具のメンテナンスにおいて、ハラール用と非ハラールで手段を使い分ける。およ

び、

4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。

3. 加工ハラル製品プロセスの場所と器具：加工産業

a. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品で、下記の加工場所を分けなければならない。

- 1) 材料の受け入れ
- 2) 材料の計量
- 3) 材料の混合
- 4) 製品の印刷
- 5) 製品の調理、および／または
- 6) 食品加工に影響を及ぼすその他のプロセス

b. 事業者は、下記の規定に従ってハラル製品用と非ハラル製品用の加工器具を分けなければならない。

- 1) 非ハラル製品の加工に使用される加工器具をハラル用に互換的に使用しない。
- 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
- 3) 道具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
- 4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。

4. ハラル製品プロセスの場所と器具：保管

a. 事業者は、ハラル製品と非ハラル製品の保管を下記の規定に従って分けなければならない。

- 1) 材料受け入れ場所
- 2) 加工後の製品受け入れ場所、および
- 3) 材料や製品の保管に使用される施設。

b. 事業者は、以下の規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品で保管用具を分けなければならない。

- 1) ハラル製品用の保管用具と、非ハラル製品用の保管用具を互換的に使用しないこと。
- 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
- 3) 機具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
- 4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。

5. ハラル製品プロセスの場所と器具：包装

a. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品の下記の包装場所を分けなければならない。

- 1) 製品の梱包に使用される梱包材、および
- 2) 製品の包装手段

b. 事業者は、下記の規定に従って、ハラル商品と非ハラル商品とで、包装用具を分けなければならない。

- 1) 包装用具を、非ハラル製品の包装に使用されるものと互換的に使用しない。
  - 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
  - 3) 道具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
  - 4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。
6. ハラル製品プロセスの場所と器具：流通
- a. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品とで下記の流通に関する場所を分けなければならない。
    - 1) 製品の保管場所から流通手段までの輸送手段
    - 2) 製品流通のための輸送手段
  - b. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品で流通手段を下記のとおり分けなければならない。
    - 1) 非ハラル製品の流通に使用される流通手段を互換的に使用しない。
    - 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
    - 3) 道具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
    - 4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。
7. ハラル製品プロセスの場所と器具：販売
- a. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品の下記の場所を分けなければならない。
    - 1) 製品販売の手段
    - 2) 製品販売プロセス
  - b. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品で販売ツールを下記のとおり分けなければならない。
    - 1) 非ハラル製品の販売に使用される販売ツールを互換的に使用しない。
    - 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
    - 3) 道具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
8. ハラル製品プロセスの場所と器具：提供
- a. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品の下記の提供場所を分けなければならない。
    - 1) 製品の提供手段、および
    - 2) 製品の提供プロセス
  - b. 事業者は、規定に従って、ハラル製品と非ハラル製品とで、下記のとおり提供ツールを分けなければならない。
    - 1) 非ハラル製品を提供する際に使用する器具を互換的に使用しない。
    - 2) ハラル用と非ハラル用で清掃用具を使い分ける。
    - 3) 道具のメンテナンスにおいて、ハラル用と非ハラル用で手段を使い分ける。
    - 4) ハラル用と非ハラル用の道具置き場を設ける。
9. 動物由来および非動物由来の製品の流通、販売、提供

- a. 事業者は、ハラールな動物由来の生鮮製品と非ハラールな動物由来の生鮮製品の流通、販売、提供を分けなければならない。
- b. 事業者は、以下を含むハラール製品と非ハラール製品を流通させることができる。
  - 1. 動物由来の加工製品、および
  - 2. 非動物由来の加工製品。

ただし、交差汚染がないことを保証し、使用される流通設備が非ハラールな動物由来の生鮮製品の流通に使用された後でないことを、製造業者または販売業者からの声明文書を証拠として保証できる場合に限る。
- c. 事業者は、下記のハラール製品と非ハラール製品を区別して販売・提供しなければならない。
  - 1. 動物由来の生鮮製品
  - 2. 動物由来の加工製品、および
  - 3. 非動物由来の加工製品。
- d. 事業者は、法律の規定に従って製品の流通、販売、提供を行わなければならない。

#### 10.SJPH実施手順

- a. 事業者は、事業者におけるSJPHの下記の範囲に従って、PPH実施手順を文書化し、実施しなければならない。
  - 1) 材料
    - a) ハラール製品に使われる新素材の使用
    - b) 材料の購入
    - c) 提出された材料や製品の使用に際しナジスなもので汚染されていないことを確認すること
    - d) 材料到着時検査
    - e) 材料と製品の保管（材料と製品がナジス／ハラームな材料で汚染されないことを保証する）
    - f) 材料および製品の輸送（通常のハラール認証ルートによる事業者のみ）；
  - 2) PPH
    - a) 材料および／または中間／最終製品に接触する生産設備を使用する際に、ナジスおよび／またはハラームとは無縁であること。
    - b) 生産施設の清掃がイスラム法に則っていること。
    - c) 生産工程
    - d) 製造年月日
    - e) 製品の発売／販売
    - f) 動物の気絶処理（スタニング）、および
    - g) 動物のと畜。
  - 3) 製品
    - a) ハラール・トレーサビリティ

- b) ハラル基準を満たさない製品の取り扱い
- c) 製品の回収
- d) 製品処方／新製品開発
- e) 製品の展示
- f) 訪問者規定（通常のハラル認証ルートを通る事業者のみ）
- g) メニューの決定（通常ハラル認証ルートを通る事業者のみ）；
- b. 事業者は、PPH の手順をすべての関係者に周知しなければならない。
- c. 事業者は、周知の証拠を文書化しなければならない。
- d. 事業者は、イスラム法の規定に従い、ハラル生産ラインに入るナジス・ムガラザ（重度のナジス）の洗浄手順を以下の通り保証しなければならない。
  - 1) ナジス・ムガラザに汚染された生産設備を含む対象物は、ナジス洗浄法（水による7回の洗浄、そのうちの1回は土／埃または同じ浄化力を持つ代用品による洗浄）によって洗浄すること。
  - 2) ナジス・ムタワシタ（中程度のナジス）に汚染された生産設備を含む対象物は、水で洗浄する。
  - 3) ナジスを吸収しない（タシャルブ）硬いもの、例えば鉄や鋼鉄でできた生産設備は、ナジス・ムタワシタに汚染された場合、水で洗浄すると設備や生産工程にダメージを与える。従って、その対象物が清浄で、臭い、味、色などのナジスの痕跡が消えれば水以外で洗浄してもよい。
  - 4) 洗浄工程を経た器具であっても、豚肉と豚肉以外の製品との間で交互に使用してはならない。
- e. 事業者は生産工程フローの文書を作成しなければならない。

## D. 製品

### 1. 一般的事項

- a. 事業者は、ハラルな材料を用い、イスラム法に則った加工法で、非ハラルな材料で汚染されていない器具、生産施設、包装・保管・流通システムを使用して生産しなければならない。
- b. 事業者は、準備、加工、包装、保管、輸送中の製品が、イスラム法に則り、ハラルでない他の製品または材料と物理的に分離されていることを保証しなければならない。
- c. 事業者は、イスラム法に反する製品名、または地域社会で適用され発展している倫理や良識に反する製品名、またはハラル食品の一般要件に関する SNI99004：2021付録B表B1による製品名の禁止規定を満たさない製品名の製品について、ハラル認証登録を申請することはできない。
- d. 事業者は、豚や犬の形をした製品、またはエロティック、下品、および／またはポルノ的な性質を持つ製品や包装ラベルの製品のハラル認証を実施することはできない。
- e. 事業者は、ハラーム製品につながる匂い／味／アロマを持つ特性／感覚的プロファイル

を持つ製品、あるいはイスラム見解判定に基づいてハラームと宣言された製品について、ハラール認証を実施することはできない。

f. 事業者は、安全に消費できる製品を生産しなければならない。

## 2. 製品の包装と表示

a. 事業者は、非ハラール原材料から作られていない、または非ハラール材料を含まない包装材を使用しなければならない。

- 1) カムルを含む飲料は法的にハラームである。
- 2) カムルの範疇に入るアルコール飲料は、少量であろうと多量であろうとナジスであり、法的にハラームである。
- 3) 非カラム産業で生産されたアルコール／エタノール（石油化学により化学合成されたものであれ、非カラム発酵産業で生産されたものであれ）の食品への使用は、医学的に有害でなければ法的には許される。
- 4) 非カラム産業で生産されたアルコール／エタノール（石油化学による化学合成であれ、非カラム産発酵産業の生産物であれ）を、飲料製品に使用することは、医学的に有害でなく、かつ最終製品中のアルコール／エタノール含有量（C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>OH）が0.5%未満である限り、法的には許容される。
- 5) 発酵させたキャッサバ、トウモロコシ、糖蜜など、他の原料由来のエタノールは、医学的に無害で酔わせるものでない限り使用できる。
- 6) カムル（アルコール飲料）産業の副産物またはその派生物であって、物理的に分離された液体は使用してはならない。
- 7) カムル産業（アルコール飲料）の副産物、またはビール酵母のようなその固形派生物は、シャリーア規定を満たした洗浄工程の後であれば使用してもよい。
- 8) カムルではないアルコール／エタノールを含む香料など、直接消費されない中間製品の食品への使用は、医学的に無害であれば、法的には許容できる。
- 9) カムルではないアルコール／エタノールを含む香料など、直接消費されない中間製品を飲料製品の原料に使用することは、医学的な害がなく、最終製品中のアルコール／エタノール含有量（C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>OH）が0.5%未満である限り、法的に許容される。
- 10) 0.5%以上のアルコール／エタノールを含む発酵飲料製品はハラームである。
- 11) 0.5%未満のアルコール／エタノールを含む発酵飲料製品は、医学的に有害でなければ法的にハラールである。
- 12) 0.5%未満のアルコール／エタノールを含む非発酵飲料製品で、カムルに由来しないものは、アルコール／エタノールを含むフレーバー添加清涼飲料水など、医学的に無害であれば法的にハラールである。
- 13) アルコール／エタノールを含む発酵食品は、その製法にハラーム材料を使用せず、医学的に無害である限り、法的にハラールである。 アルコール／エタノールを含む食品・飲料に関するイスラム見解。
- 14) カムルではないアルコール／エタノールを添加した発酵食品は、その製法にハラール

ム材料を使用せず、医学的に無害である限り、法的にハラールである。

15) カムル由来のビネガー／酢は、自然にできたものであろうと人工的なものであろうと、ハラールで清浄である。

16) アルコール／エタノールを含むペースト状／固形状の発酵乳から作られた食品は、その製法にハラーム成分を使用しておらず、医学的に無害である限り、ハラールである。

17) カムルを添加した食品はハラームである。および、

- b. 事業者は、ハラール製品をその内容に従って包装しなければならない。再包装またはラベルを貼りなおした製品は、BPJPHハラール証明書を有する製品、またはハラール認証義務が免除される製品に含まれる製品であれば、再度認証を申請することができる。
- c. 事業者は、清潔で、健康的で、無臭であり、食肉の品質および安全性に影響を与えない包装材を用いて枝肉製品を包装しなければならない。
- d. 事業者は、パッケージ、サイン、シンボル、ロゴ、名称、画像などを、イスラム法と矛盾しないように、あるいは地域社会で一般化し発展している倫理や良識と矛盾しないようにデザインしなければならない。
- e. 事業者は、ハラール認証を受けた製品の下記の部分にハラール・ラベルを貼付することが義務付けられている。
  - 1) 製品パッケージ
  - 2) 製品の特定の部分
  - 3) 製品の特定の場所
- f. 事業者は、ハラール・ラベルを、見やすく、読みやすく、容易に消されたり、剥がされたり、破損したりしない場所に貼りつけなければならない。
- g. 以下の場合、ハラール・ラベルの貼付は免除される。
  - 1) パッケージが小さく、説明文がすべて記載できない商品
  - 2) 買い手の目の前で少量ずつ直接販売・包装される商品
  - 3) 大容量で販売する製品
- h. ハラール・ラベルの貼り付けの実施は、ハラール証明書文書によって証明される。

### 3. 識別とトレーサビリティ

- a. 事業者は、規定に従って、保管した製品の識別情報（入庫日、保管場所、保管コード、バーコード、製造日等）を提供する義務を負う。
- b. 事業者は、材料をコード化する場合、同じコードを持つ材料は同じハラール状態であることを保証しなければならない。
- c. 事業者は、あらゆる活動において、材料の出所に関する情報のトレーサビリティを確保しなければならない。
- d. 事業者は、ハラール基準を満たさない製品の処理をしなければならない。ハラール基準を満たさない製品とは、認証を取得した製品であっても、材料基準や新素材の使用基準を満たしていない材料ですでに再生産されてしまった製品や、生産施設の基準を満たさ

ない施設で再生産された製品である。

- e. 事業者は、基準を満たさない製品を、ハラル製品を必要とする消費者に販売しないことを保証しなければならない。事業者は、ハラル基準を満たさない製品がPPH チェーンへの流入しないよう回収し、セキュリティや監督を含む制御を実施する。当該製品がすでに販売されている場合は、回収しなければならない。

- 1) 基準を満たさない製品は、再加工したり、格下げしたり、改質したり、ハラル製品であると主張してはならない。
- 2) 基準を満たさない製品を、ハラル製品であると主張してはならない。
- 3) 基準を満たさない製品を、ハラル製品を必要としない消費者に販売できない場合、これらの製品は破棄するか、飼料として使用しなければならない。

#### E. モニタリングと評価

- 1. 事業者は、SJPHの実施状況を監視するため、少なくとも年1回の内部監査を実施しなければならない。
- 2. 事業者は、SJPHの実施を評価するためにマネジメント・レビューを実施しなければならない。
- 3. 事業者は、内部監査とマネジメント・レビューの手順を定めていなければならない。
- 4. 事業者は、内部監査およびマネジメント・レビューを実施した証拠を保持しなければならない。
- 5. 事業者は、内部監査の結果をハラル製品保証実施機関に報告しなければならない。
- 6. 事業者は、6ヶ月毎にハラル製品保証実施機関に材料の成分表及びPPHを報告しなければならない。

### 第3章 文書化された情報

事業者は、SJPHを実施する際に下記の情報を文書化する。事業者は、

- a. ハラール・マニュアルに記載されているSJPHの適用に関する情報を文書化する。
- b. SJPHの要求事項の実施を証明する記録を保持する。そして、
- c. 業界の規模、組織構造、対象範囲、生産工程の段階、リスクのレベルなど、BPJPHのガイドラインと規定に従ってハラール・マニュアルを作成する。

ハラール製品保証実施機関長官

(印と署名)

ムハンマド・アキル・イルハム

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。  
[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/idn\\_halal\\_2024](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/idn_halal_2024)

ハラール製品保証実施機関長官決定2023年第20号（仮訳）  
2024年12月作成

---

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課  
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32  
Tel. 03-3582-5186

---

禁無断転載